

# 事業承継サポート保証制度（略称：持株承継）の創設について

（平成 30 年 4 月 1 日～）

中小企業経営者の高齢化の進行にともない、雇用・技術などの貴重な経営資源を次世代に円滑に承継することが大きな課題となっています。本制度は、事業承継計画に基づいて、持株会社が事業会社の株式を集約化する際に必要となる資金の調達をサポートすることで、円滑な事業承継につなげ、ひいては地域経済の活性化に資することを目的としています。保証制度の概要は以下のとおりです。

## ○事業承継サポート保証制度（略称：持株承継）の概要

- |          |  |
|----------|--|
| 1. 保証対象者 | 事業会社の株式を集約化するために新設された「 <b>初年度決算未到来の持株会社</b> 」  |
| 2. 対象資金  | 株式取得資金(持株会社が <b>発行済議決権株式総数の3分の2以上を取得する</b> 場合に限る)等   |
| 3. 貸付限度額 | 最大 2 億 8 千万円   |
| 4. 保証期間  | 15 年以内（据置期間は 2 年以内）  |
| 5. 責任共有  | 責任共有対象   |
| 6. 保証料率  | 責任共有対象の一般保証の保証料率（料率区分「5」(0.77%～1.15%)を適用)  |
| 7. 貸付利率  | 金融機関所定の利率  |
| 8. 必要書類  | 通常の信用保証申込書類の他、以下の書類の添付が必要です。 <ul style="list-style-type: none"><li>・事業承継計画書</li><li>・株式評価算定書</li><li>・持株会社および事業会社の持株名簿</li><li>・事業会社の直近 2 期分の確定申告書の写し<br/>及び商業登記簿謄本、定款の写し及び印鑑証明書</li></ul> |
| 9. その他   | 原則として、経由金融機関からの事前相談を要します。  |

## 参考：中小企業庁の財務サポート「事業承継」

中小企業庁サイト：財務サポート「事業承継」ページ

→ <http://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/shoukei/index.html>